

平成29年 第8回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成29年8月10日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第8回会議議事録

- 1 開催日時 平成29年8月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洙 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 高 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満
13番委員 小 池 正 明 14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
1番委員 榎 洙 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江
- 7 会議に附した事件
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

協議事項・報告事項
(1)農地届出復元農地台帳登載について

その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

開 会 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に1番委員榎洙武重・2番委員櫻井孝司を指名し議事に入る。

引き続き、議事に入ります。

議案第26号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、1ページをお開きください。

議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1・朗読説明）

以上よろしく願いいたします。

議 長

番号1番ですね。〇の畑、〇〇さんから〇〇さんに売買による所有権の移転という案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

9番委員

9番の星野栄一です。

農地法第3条の申請に伴いまして、8月2日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

場所は、〇地区なのですが、〇のあたりで、直線では300mぐらいのところに、住宅に囲まれた地内で、あそこ2つに分けられているんですが、分かれ道から100mぐらい入って、50mぐらいですかね、の地域ですね。住宅に囲まれた、隣には公園もあるような中の囲まれた地内です。

譲渡人の〇〇さんは、〇を営んでおりますので、耕作できないということなのですが、今まで母親が耕作していた。92歳ということ。耕作できないということで、農地を荒らして周りに迷惑をかけたくないということでありませう。また、新たに耕作する者もないので、誰かに耕作してもらいたいということでありませう。

それから、譲受人の〇〇さんは、定年退職後に主に夫婦で農業をやっていた。自宅に隣接する自作地の隣ということで、効率よく使えるので取得したいということでありませう。

意思確認ですが、現在農業を行っており、耕作は確実と思ひます。

面積確認も適当であり、営農確認も周辺に農地がないので支障はありません。周りは住宅地なので、騒音や野焼き仕事には気をつけると言ひました。本人も十分自覚していると思ひますので、大丈夫だと思ひます。

その他に懸案事項はありませんでした。

以上、皆さんのご審議をよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。ただいま星野委員より報告いただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願ひます。いかがでしょうか。

（「なし」の声）

ないようでした、承認ということで決めたいと思ひます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可と決ひます。

続ひまして、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案27号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。

別紙記入事件5件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次・朗読説明）

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございます。

それでは、番号1番、○の畑を住宅用地として○○さんから○○さんが売買
による所有権移転の案件です。

担当委員さんの報告をお願いします。

4番委員

4番、高橋良一でございます。

8月5日、聞き取り調査、また現地を調査してまいりました。現地は、○の
道路沿いでありまして、○から○に抜ける道路沿いでありまして、○の
公民館の裏です。

おととしてですか。見ていただいた場所でございます。

転用目的は計画がしっかりしており、確実性があると思われまして。

面積的には342㎡で適当と思われまして。

また、周りが農地、裏は○になっておりまして、前は4mの農道があり、北
側は田んぼに面しておりますが、そこには道路がありますので、耕作には支障
はないと思われまして。また、南側は宅地になっており、問題はないと思われま
すので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございます。

今、高橋委員より報告いただきました。

この案件につき質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願ひます。い
かがでしょうか。

（「なし」の声）

なければ、許可相当と決したいと思ひます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可相当と決ひます。

続きまして、番号2番、○の畑を住宅用地として売買による所有権移転の案
件です。

担当委員さんの報告をお願いします。

5番委員

5番の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

場所的には、○の裏、西に○というお寺の入り口付近になります。8月1日
夕方、現地調査をいたしました。申請者の○○さんへ、記載されている住所をも
とに電話をしましたが、不在でしたので、○○さん経由で携帯番号を教えてもら
い、8月7日月曜日、本人に確認ができました。

調査事項1としまして、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申
請書、見積書、設計図、融資は確認できました。8月7日、本人の意思も確認

でき、許可がおりてから着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。

2、申請面積の妥当性ですが、申請面積は683㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われます。

3、周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は道路、あと隣接する家と不耕作の畑に囲まれた連続性のない農地で、支障が発生する見込みはないと思われます。

4、転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、周辺は道路、隣接する家、不耕作の畑に囲まれ、想定される被害はないと思います。

5、その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま廣田委員より報告いただきました。

この案件につき、質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当と決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決します。

続きまして、番号3番、〇〇委員に関係する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退室)

番号3番、〇の〇の畑、工事用の道路として一時転用したいという案件です。担当委員さんの報告をお願いいたします。

6番委員

依頼がありましたので引き受けました。

農地法第5条第1号の規定により許可申請が出ていましたので、それについて審査に行ってまいりました。

場所は、〇の〇よりの踏切を上がった〇の途中です。部落内をその〇が通っているわけなんです、その部落の一番上のほうです。〇〇委員の後ろで差し支えないと思います。

先ほども事務局が言ったように、行ってみましたところ、工事が進んでいます、実際のところ。これはということで事務局に相談をしたという次第であります。

転用目的ですけれども、これはもう実行していると、実際に仕事していますということで、確実ということです。

面積は、〇〇委員と本人に確認いたしました。

また、周辺農地の条件としては、砂防壁をつくるような状況なので山林、昔のクワの高木が植えられていたのかなと思われるような状態です。そこを側面をカットして入っているようにあるようでした。

また、4番の転用することによって生じる付近の農地、農作物の被害とか、この防除措置とかというものに対しては、全く農地が見当たらないような状態です。もうあったとすると、こういうちょっとした畑で、草等でも覆われち

やっていて全く見当がつかないような状態をしているというような。事務局さんに相談した結果も、皆さんに申し上げたとおりです。あとは皆さんにいろいろとご審議いただいて判断をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。

ただいま石坂委員に現状の報告等をいただきました。既に着工しているということで、始末書つきという形になっています。

この案件について質問、意見等がありましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

意見がなければ、許可相当と決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、許可相当と決めます。

(〇〇委員入室)

続きまして、番号4番、〇の畑、現況、宅地ということで、駐車場ということなんですけれども、〇〇さんから〇〇さんへ有償で売買という案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

9番委員

9番の星野栄一です。

5条の申請がありましたので、8月4日に調査をしてまいりました結果を報告したいと思います。

場所は、〇地区の〇から〇上流ですね、1km近くあるかなとは思うんですけれども、一番奥になります。右側に〇があると思うんですけれども、その道反対、〇の隣ですね。

この農地は譲受人の〇〇さんの先代、昭和41年というふうに言われておりますが、自動車の修理工事の駐車場用地として借り受けていた土地で、譲渡人が相続に当たり、財産の整理をする中で両者の売買が整い、調査をしたところ、ここは農地だということが判明したということとあります。見たところ農地に、山の窪ですので、農地に適した地ではないので転用し、転用後、売買したいとして、有効利用してもらいたいということで、今回申請に至ったということとあります。

両者とも知らなかったということなんです、反省して、このようなことのないように注意するということで始末書の添付があります。

確認ですが、現在、駐車場として利用しており、使用状況に変更はないです。

申請地、申請面積も適当です。

営農確認ですが、転用後の状況変更はなく、支障がありません。

状況確認も既に農地はなく、適当だと思います。

その他、周辺農地はなく、懸念事項はありません。

以上、審議よろしくをお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございました。

ただいま星野委員より報告がありました。

あと事務局、この画面に写しました地図よりも大きい。

事務局

これは、ごらんのとおりちょっと面積が大きいんじゃないかということなん

ですけれども、国土調査が入ってない〇地区でありますので、この図面自体が合わせ図というんですか、修正図の、これ現地と異なるということを修正していただいて、これは登記地目上は3.3㎡ということで登記してあるんですけども、位置関係、この中でですと3.3㎡です。

議 長 これは修正して、合わせてですか。

番委員 個別調査して、境界がもう既に確定していれば、このようなことは発生しないんですけども、なので、これは写真を撮ったこの図面の位置というのは合わせていくということで処理して。

議 長 この辺にあるという。

事務局 そうですね。この3.3㎡というのが、こっちにある、こっちにあるということではなくて、恐らくこの中にあると。この隣接の土地等の位置関係が確定すれば、この3.3㎡の位置というのはしっかり認識されますけれども、今のうちに境界が。だから、法務局からいわゆる紙とベースの昔の地図でもって、それを単なる合わせているだけなので、こういった形で面積と地図がちょっと一致していないというのがありました。

議 長 わかりました。ありがとうございました。
この案件について質問、意見等がありましたら、挙手の上、発言願います。
いかがでしょうか。
（「なし」の声）
意見がなければ、許可相当と決したいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
続きまして、番号5の〇の畑ですけれども、工事用の用地の一時転用の案件です。
担当委員さんの報告をお願いいたします。

10番委員 10番、高橋です。
8月6日に高宮委員と2人で現地を見てきました。利用目的とすれば、この上の山林、伐採が大体終わっているんですけども、そこに太陽光発電ができるということで、この申請地に、ちょっと傾斜があるんですけども、それをならして資材置き場と駐車場、あと見張り小屋を置くようなところにするために一時転用したいということです。
転用目的ははっきりしてございます。
周辺農地営農条件等の支障の有無なんですけれども、作物をつくっているところは、この近辺ではありません。みんな荒れている状況です。それであと、営農に支障をきたすということもないように見てきました。その下のほうのちょっとそこにもつくったときもあるんですけども、そこは農地としても荒れているところで、ということで、いいんじゃないかと思って、2人で調査してきました。審議についてよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

ただいま高橋委員より報告いただきました。
この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。
いかがでしょうか。ありませんか。
（「なし」の声）
なければ、許可相当と決したいと思います。
（「異議なし」の声）
続きます、5番ですね。協議事項・報告事項、（1）農地届出復元農地台帳登載について、事務局よりお願いします。

事務局 それでは、6ページをごらんください。
◇（議案書・番号1・朗読説明）
以上よろしくご確認をお願いをいたします。

議 長 ちょっとよろしいですか。これは農地転用のみの件でされたか。

事務局 全て住宅用地として過去に転用許可を受けまして、住宅は建っているんですね。建ったんですけども、地目では、宅地にはなっていないんですけども、課税上宅地ということでされているんですが。

議 長 住宅を建てたんですか。

事務局 すみません、宅地にはなっています。一応宅地になって、宅地として、もう既に事実が完了して、登記も宅地になってですね。ですが、宅地がもう既に用がなくなったので取り壊して更地となって、現在農地としての活用ですね、希望されて、それで改めて農地としての農地台帳の記載を希望されて申請されたということを行っています。

議 長 転用で住宅を建てて、その後住宅を取り壊して、現在更地になっていると、農地として利用したい。

16番委員 そういうふうに言われればわかる。

議 長 よろしいでしょうか。

1番委員 事務局にお尋ねいたしますが、この申請は8月10日、いつ出されて、そのまま出したら、宅地からすぐ農地に変更になったというのは、いつどのようになっているということかな。

事務局 申請は4月に申請がとれまして、地元の委員であります櫻井さんに、一応現場の確認をお願いしたいというので。ぜひ見て、聞いていただければと思うんですけども。

1番委員 それじゃ、もし、この転用する理由というのはどういうふうに直したいというふうに、農地に関しては3年3作というのが暗黙の了解であって、それはしたんでしょうが、それがちょっとひっかかっていたんだというふうに、その辺

は。

事務局 過去に私がちょっと前から、前担当のときにでも、3年3作ということにと
らわれず現地の状況にも担当委員さんに確認していただきまして、それを判断
してもらって、農地として農地台帳に記載させていただいたことがあったとい
うことで、今回の申請を受け付けさせていただいて、地元の〇〇さんにご足労
いただきました。

1 番委員 わかりました。

議 長 ちょっと櫻井さん、現況の報告を。

2 番委員 2番、櫻井です。よろしくお願ひします。

4筆あるんですけども、〇というところについては、228㎡で、昭和4
0年代ぐらいのときに家が新築されました。農地転用ですね。元畑だったところ
を農地転用して、そして、平成になってから、そこを借りて家を建てた人は、
今の〇のすぐそばぐらいのところに家を建てた〇〇さんというその人が、もと
そこへ土地を借りて家を建てて住んでいた。だけれども、向こうへ新築ができ
たので、こちを解体して返したということで、もうこの〇については10何
年、20年近く、かわりに宅地として使いたい人がいればということで、耕し
ながら探していたんだけど、ちょっとやっぱりうち1軒建てるのに228
㎡しかないということなもので、借り手が見つからず、畑として使って、今回
はもう畑にしてしまおうということでした。

あと〇から〇までについては、昭和10年代のころ、ここに家が建てられて、
それから終戦後、30年、40年ぐらいまでやっぱり家が建てて住んでいたよ
うなんですけれども、その後家も取り壊れられて農機具の小屋が1棟建っている
だけなんですけれども、ここはとても人が借りて住むような場所ではないと
いう判断で、やはり畑にしたいということで今回申請が出てきたことだと思ひ
ます。

戦争中、今の〇のところ、隧道、戦闘機の組み立てをするという、そのの従
業員の宿舎になった場所ということで、強制的に宿舎になったところの
ようなことも聞きましたけれども、現状畑として、まだこの〇のほうは畑にし
てから日は浅いんですけども、4筆一緒にして畑に変更してもらいたいとい
うことで出てきた申請だと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、続きまして、6のその他ですけれども、事務局のほう、何かござ
いますか。

(「なし」の声)

それでは、閉会のほうを職務代理の吉野さんお願ひいたします。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

I

〔午後2時20分〕